廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金に係るＱ＆Ａ

環境省　環境再生・資源循環局

用語の定義

特措法：｢平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法｣

規則：｢平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則｣

【総論】　（Ｑ１～Ｑ９）

|  |
| --- |
| Ｑ１．補助申請対象者は誰か。  Ａ１．本補助金の交付を申請できる者は、交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業については、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の焼却施設や汚泥の脱水施設、最終処分場等の設置者・管理者のうち、地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センター、同項第２号及び第３号に掲げる事業については、福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行う地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者となる（交付要綱第４条第３項参照）。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２．補助対象経費は何か。  Ａ２．補助対象経費は以下のとおり。  ＜交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業＞  ①　特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じた廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）の事故由来放射性物質の汚染の状況について、環境省令で定める方法により測定する費用  ②　特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあって、当該排ガスの排出口において、当該ガス中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ③　特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、処分に伴い生じた排水を放流する場合にあって、当該放流水の排水口において、当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ④　特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するため、当該地下水又は地下水集排水設備により排出された地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ⑤　特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ⑥　特定産業廃棄物処理施設の最終処分場において、浸透水（特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。⑦において同じ。）による周辺の地下水の水質への影響の有無を判断するため、当該地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ⑦　特定産業廃棄物処理施設の最終処分場において、浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用  ＜交付要綱第４条第１項第２号に掲げる事業＞  以下に掲げる各事業に要する経費のうち、周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に処理を実施するために追加的に発生するもの。  ・8,000Bq/kg以下の廃棄物の埋立処分等  ・8,000Bq/kg以下の廃棄物の破砕・選別・焼却処理等  ・8,000Bq/kg以下の廃棄物の収集・運搬  ・8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に当たって必要な、廃棄物、排ガス及び排水等の放射性物質濃度並びに処理施設等周辺の空間線量率等の測定  ・上記のほか、特に大臣等が必要と認めるもの  ＜交付要綱第４条第１項第３号に掲げる事業＞  以下に掲げる各事業に要する経費のうち、周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に処理を実施するために追加的に発生するもの。  ・8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理方法等の検討  ・住民説明会や講習会の開催、先進施設への見学、地元住民による監視委員会等の設立・運営、チラシの配布等  ・上記のほか、特に大臣等が必要と認めるもの |

|  |
| --- |
| Ｑ３．放射性物質の濃度を自ら購入した機器で職員が測定した場合、機器購入費や人件費は補助対象となるのか。また、放射線量の測定費用は補助対象となるのか。  Ａ３．職員の人件費等、固定費は補助対象外となる。機器導入費や放射線量の測定費用については、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に当たって必要で追加的に発生するものに限り、交付要綱第４条第１項第２号に掲げる事業として対象となる。ただし、機器の導入は、レンタル又はリースを原則とする。取扱要領第６条第３項各号に該当する場合は購入によることができるが、補助事業により購入した機器の管理・処分については、交付要綱第２１条及び第２２条の規定による制限を受けるため留意すること。 |
| Ｑ４．交付決定するにあたり、事前に内示行為を行うのか。また、交付申請の書類の提出先、問い合わせ先は。交付申請は郵送でも可能か。  Ａ４．事前の内示はしない。交付申請の提出先、問い合わせ先は下記のとおり。交付申請書類は郵送で提出する。ただし、郵送にて提出する前に書類の確認を行うため、事前にメールで連絡頂きたい。その際、書類の内容の対応ができる担当課の連絡先をそえて、書類に不備があった場合の連絡等に対応できるようにすること。郵送先及びメールアドレスは下記のとおり。  （福島県内の廃棄物処理施設モニタリング及び福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理事業）  〒９６０－８０３１  福島県福島市栄町１１－２５  環境省　福島地方環境事務所　環境再生・廃棄物対策部  放射能汚染廃棄物対策課　モニタリング等事業費補助金担当  [FKS-STI@env.go.jp](mailto:FKS-STI@env.go.jp)  （上記以外）  〒１００－８９７５  東京都千代田区霞が関１－２－２  環境省　環境再生・資源循環局  特定廃棄物対策担当参事官室　モニタリング等事業費補助金担当  [MONITORING@env.go.jp](mailto:MONITORING@env.go.jp) |

|  |
| --- |
| Ｑ５．確定検査はどのように行うのか。  Ａ５．確定検査は書面検査で行うことを基本とするが、必要に応じて現地検査を行う。 |

|  |
| --- |
| Ｑ６．実績報告の際、支払いを済ませておく必要はあるか。  Ａ６．支払いを済ませておく必要は無いが、金額は確定させておく必要はあるので、請求書の写しや支払伝票の決議書の写しなど、事業に要する経費として確定した金額が確認できる資料を添付されたい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ７．東京電力(株)に対して別途求償手続きを行っている場合、本補助金でも交付申請して良いか。  Ａ７．支払いが二重にならないように注意する必要がある。申請する場合には備考欄等に「別途東京電力(株)に求償中」と明記するとともに、実績報告時に本補助金の交付を希望するかどうかを判断し、本補助金の交付を受ける場合には東京電力(株)に対して本補助金請求分を除くよう手続きを取ること。本補助金の交付を受けない場合は、要綱第１２条第１項に基づき、様式３により計画変更の申請書を提出すること。 |

|  |
| --- |
| Ｑ８．消費税を含んだ金額で様式１により補助申請をした後に、様式１０により実績報告をする際も消費税を含んだ金額で報告してよいか。  Ａ８．交付要綱第５条第２項に、補助事業における仕入に係る消費税等相当額の減額申請及び、第１６条第４項に当該補助金に係る消費税相当額の減額の実績報告について規定しているが、交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業の補助対象者の大半は地方公共団体（一部事務組合及び広域連合も含む。この欄内において同じ。）の一般会計の事業者であるところ、これらの事業者は消費税の申告義務がない（資産の譲渡等を行う限りにおいては消費税の納税義務あり）ため、消費税を含んだ金額で申請・実績報告をすることは問題ない。  ただし、これ以外の事業者（地方公共団体の特別会計、民間事業者）で、消費税の申告義務がある事業者が、消費税を含んだ補助申請をし、消費税を含んだ額で実績報告をした際は、後日、消費税の申告を行った際に、補助金に係る消費税相当額にかかる仕入控除税額が発生し、国に返還する場合があるため、補助事業が終了した後に様式１４による報告が必要。  参考ホームページ（国税庁：国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）  <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/shohizei.pdf>  ※仕入控除税額の内容については最寄りの税務署にお問い合わせください。 |

|  |
| --- |
| Ｑ９．補助金はいつ、どこから支払われるのか。  Ａ９．環境省へ交付申請の後、環境省にて書類を審査し交付決定通知書を通知する。事業完了後は完了日から1ヶ月後又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに環境省へ実績報告書を提出いただき、環境省で書類を審査、額の確定をし、交付額の確定通知書を通知する。その後、請求書を環境省に提出し、環境省で書類を確認後、官署支出官環境省大臣官房会計課長又は福島地方環境事務所長より翌年度４月末日までに補助金が支払われる（事業完了が早ければ、精算作業が早くできることになるので、支払い時期もその分早まる）。 |

【交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業について】　（Ｑ１０～２０）

|  |
| --- |
| Ｑ１０．特措法第１８条による指定廃棄物の指定の申請をするために生じた測定費用については補助対象となるのか。  Ａ１０．特措法第１８条の申請をするために生じた測定費用については補助対象とならない。交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業については、特措法及び規則における維持管理基準に基づく測定が義務付けられている費用に対して補助するものである。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１１．交付申請はいつまでの期間分の経費を申請できるのか。年度をまたぐ交付申請は可能か。  Ａ１１．国の会計制度は年度毎であるため、年度をまたいだ交付申請は認められず、当該年度の４月１日から翌年３月３１日までに行う測定費用の補助申請ができる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１２．処理施設が複数の箇所にある場合、補助申請書はそれにあわせて複数作成する必要があるか。  Ａ１２．複数の処理施設について補助申請する際は、交付申請書を複数作成する必要はない。ただし、モニタリング事業実施計画書は施設毎に作成し、各モニタリング事業実施計画書の「国庫補助金所要額合計」の金額を積み上げた合計金額を交付申請書の「交付申請額」に記載し、作成した全てのモニタリング事業実施計画書を添付して交付申請をする。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１３．検査機関への委託は単価契約を行っており、月に１回以上の測定が発生する場合もあり得る。その場合の測定した費用は全部が補助対象となるのか。  Ａ１３．規則では、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準として月１回以上の測定を義務づけているが、交付要綱第４条第１項第１号に掲げる事業としての補助対象は１月に測定する費用の１回分のみとし、それ以上測定したものについては補助対象としない。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１４．検査機関へ委託する際は、入札した上で発注したものでなければならないか。  Ａ１４．自らの会計規程等に基づき適正な価格を算出することを原則とし、会計規程などで複数見積りの少額随意契約などの契約を認めているのであれば入札でなくてもよい。特命随意契約により調達せざるを得ない場合はその理由を交付申請の際に添付書類として提出されたい。なお、１回分の測定費用は補助の上限額を１０万円（排ガスは２０万円）としているので、注意いただきたい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１５．補助対象期間中に放射能濃度が低い数値が出たことから、法第１６条の調査報告とは別に調査義務免除の申請を行ったところ、調査免除となり、規則で義務づけている測定をしなくてもよくなった場合、交付申請の手続きはどのように行うのか。また、仮に、調査免除になった後でも対住民説明のために自主的に測定を続けた場合、その測定費用は補助対象となるのか。  Ａ１５．調査義務免除の申請を行う際には、特措法第１６条の調査報告も必要のため、調査免除となった場合でも、調査免除までの測定費用は補助対象となるが、調査免除後の測定費用は補助対象とならない。交付決定後に調査義務免除になった場合は、計画変更承認申請の手続きは行わず、実績報告書を提出し、精算を行う。また、調査免除後に自主的に行う測定費用については、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に当たっての必要性について合理的理由があると認められるものに限り、交付要綱第４条第１項第２号に掲げる事業として補助対象となる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１６．し尿処理施設は補助対象となるのか。  Ａ１６．当該し尿処理施設が、廃掃法上で「焼却施設」、「溶融施設」、「熱分解施設」又は「焼成施設」として届出（市町村以外の者にあっては許可）された施設であれば特定一廃施設に該当することとなるが、例えば焼却機能はあっても付属施設として廃掃法上の上記施設に該当しない場合は測定義務は無く、補助の対象にならない。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１７．一度調査免除されたので補助対象から外れたが、新たに除染廃棄物を受け入れて高濃度の焼却灰が検出された。この場合は補助対象となるのか。  Ａ１７．調査免除された段階で、特措法２４条に基づく特別の維持管理基準が適用除外になるが、除染廃棄物を受け入れた段階で特定一廃（特定産廃）施設になることから調査の義務が生じることとなり、その場合は補助対象にもなる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１８．別途、災害等廃棄物処理事業費補助金のメニューにも同様のモニタリングの補助メニューがあるが、どちらに申請すれば良いか。  Ａ１８．特措法における特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の設置者・管理者が義務付けられている測定に関する経費については、災害等廃棄物処理事業費補助金ではなく、モニタリング補助事業費補助金として申請願いたい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１９．最終処分場においては周縁地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所でサンプリングすることとされているが、取扱要領第8条の④⑥の「1回分10万円」「1回につき10万円」の1回とは、二以上の場所それぞれで1回と解して良いか。  Ａ１９．二以上の場所それぞれで1回と解して良い。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２０．調査義務免除の通知を受領したが、通知があった日以降に測定を実施した場合の測定費用は補助対象となるか。  Ａ２０．調査免除通知があった日以降は法律上の調査義務は無くなることとなり、補助対象外となる。 |

【交付要綱第４条第１項第２号及び第３号に掲げる事業について】（Ｑ２１～３１）

|  |
| --- |
| Ｑ２１．交付要綱第４条第１項第２号の8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理事業について、補助に限度額はあるのか。  Ａ２１．8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理事業は、廃棄物の発生経緯や各地域の実情等により事業の内容や規模が異なるため一律に限度額を定めることはしていないが、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に必要かつ合理的なものとして追加的に発生する費用についてのみ補助対象としている。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２２．8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の受入れに当たり住民説明会を開催したが、住民の十分な理解を得ることができず、結果として8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の受入れをすることができなかった場合、説明会の開催に要した経費は補助対象となるのか。  Ａ２２．ご質問のような場合、実施した住民説明会の内容が、本補助金の目的である、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために行う安全対策等の事業と認められ、かつ、引き続き補助事業者において、取扱要領第１２条第１項の留意事項を遵守し、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を推進するために周辺住民等の理解を得るための十分な対策等を行うことが交付要綱第１６条第１項に基づく補助金実績報告書等において示されている場合に限り、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の推進のために必要な経費として補助対象となる。ただし、理解を得るための十分な対策が行われていない等、交付要綱第１９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消及び補助金の返還命令を行う場合がある。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２３．8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の受入れに当たり、周辺住民の理解を得ながら安全に処理を行うために資材の導入を行ったが、周辺住民の理解を得ることができず、結果として8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の受入れをすることができなかった場合、資材の導入に要した経費は補助対象となるのか。  Ａ２３．ご質問のような場合、実施した資材導入の内容が、本補助金の目的である、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために行う安全対策等の事業と認められ、かつ、引き続き補助事業者において、取扱要領第１２条第１項の留意事項を遵守し、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を推進するために周辺住民等の理解を得るための十分な対策等を行うことが交付要綱第１６条第１項に基づく補助金実績報告書等において示されている場合に限り、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の推進のために必要な経費として補助対象となる。ただし、理解を得るための対策が十分行われていない等、交付要綱第１９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消及び補助金の返還命令を行う場合がある。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２４．既に8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行っているが、周辺住民の理解をさらに深め、処理をより円滑に進めるための事業を実施する場合は、それに要する経費は補助対象となるか。  Ａ２４．既に8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行っている場合においても、例えば、独自の8,000Bq/kgより低い放射能濃度での受入基準等を緩和又は撤廃し、従来、処理が困難であった廃棄物の処理を円滑に進めるために必要と認められる事業については補助対象となる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２５．8,000Bq／kg以下の廃棄物の処理に要した費用は、すべて補助金の交付対象となるのか。  Ａ２５．8,000Bq／kg以下の廃棄物の処理に要した費用のすべてが補助金の交付対象となるものではない。通常の廃棄物を処理していた場合には発生しない費用で、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の受入れに起因して追加的に発生する費用のうち、周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に処理を推進するという補助金の目的に照らして必要性や合理性が認められるものが補助金の交付対象となる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２６．具体的にどのようなものであれば、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を進めるために必要かつ合理的な事業として認められ、交付対象となるのか。  Ａ２６．8,000Bq／kg以下の廃棄物の処理を推進するために行う安全対策の具体例としては、特定廃棄物のうち8,000Bq／kg以下と認められるものを指す「基準適合特定廃棄物」の処理について、環境省が作成した廃棄物関係ガイドライン（平成２５年３月第２版）第六部の特定廃棄物関係ガイドラインにおいて紹介している「対策の趣旨」及び「対策の例」を参考とすることが考えられる。なお、いずれの場合も、本補助金の目的である、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために行う安全対策等の事業と認められるものであって、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理のために必要かつ合理的なものとして追加的に発生する費用を明確に区分して計上できる場合に交付対象となる。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２７．交付要綱別表１に補助対象経費が掲げられているが、具体的にはどのような経費が交付対象になるのか。  Ａ２７．本補助金の目的である、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために行う安全対策等の事業と認められるものであって、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理のために必要かつ合理的なものとして追加的に発生する費用を明確に区分して計上できる場合は交付対象となる。例えば、交付要綱別表１に掲げる「最終処分場での安全な埋立処分を実施するために必要な資材（ベントナイト、遮水シート等）の購入、施工等に要する経費」としては、上部不透水層や下部土壌層の敷設に必要な土壌の購入及び敷設工事にかかる経費、「中間処理施設での選別及び他の廃棄物との混合防止等に必要な受入れ・保管場所の確保（簡易な舗装を含む）に要する経費」としては、受け入れる8,000Bq/kg以下の廃棄物の選別及び他の廃棄物との混合防止（放射能濃度ごとの分別・管理を含む）のための受入れ・保管ヤードを追加で確保するために必要な敷鉄板等の簡易舗装及び仕切りの設置にかかる費用などを交付対象として想定している。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２８．福島県で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物を県外で処理する場合にも交付対象となるのか。  Ａ２８．福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理にかかる経費であれば、処理先が福島県外であっても交付対象となる。ただし、廃棄物処理法その他の関係法令上の手続きや必要な調整については、申請者が責任を持って行うこと。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２９．交付要綱別表１にⅡの「４．放射性物質の測定」にある廃棄物、排ガス及び排水等の放射性物質濃度測定並びに処理施設周辺の空間線量率等の測定に係る業務委託費について、補助対象となる測定頻度又は測定回数及び補助対象限度額についての定めはあるのか。  Ａ２９．補助対象とする事故由来放射性物質濃度の測定頻度又は測定回数については、次のとおりとする。  廃棄物、排ガス及び排水等の測定について、交付要綱第４条第１項第１号廃棄物処理施設モニタリングにおける測定との概ね同様な頻度、回数等に基づき、補助することとする。  （1）廃棄物の測定について  廃棄物処理法第１２条の３で定める産業廃棄物管理票の交付単位ごとに　１件以内とし、１月に１回以内  （2）処理施設における排ガス及び排水等の測定について  ①焼却処理施設等処分に伴い生じた排ガスを排出する場合  排ガス中の濃度測定頻度　１月に１回以内  ②脱水処理施設、焼却処理施設等処分に伴い生じた排水を放流する場合  放流水（排水口）中の濃度測定頻度　１月に１回以内  　（3）最終処分場における周縁地下水等及び放流水（埋立地）の測定について  ・埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる２箇所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水についての濃度測定頻度　１月に１回以内  ・放流水（埋立地）中の濃度測定頻度　１月に１回以内  （4）敷地境界における放射線量の測定頻度又は測定回数について  　①焼却、破砕等の処分を行う処理施設の敷地境界における放射線量の測定頻度　７日に１回以内  　②埋立処分場の敷地境界における放射線量の測定頻度　７日に１回以内  （埋立処分終了した最終処分場の場合は１月に１回以内）  　　（1）から（3）までの補助対象限度額は、交付要綱別表１及び要領第８条に定める基準額を限度額とする。（4）の補助限度額は、交付要綱・要領に定めるものではないが、QA14に記載のとおり、入札、複数見積りの少額随意契約その他の手続により、適正な価格を算出することを原則とする。 |

|  |
| --- |
| Ｑ３０．交付要綱別表１「Ⅲその他当該8,000Bq/㎏以下の廃棄物の処理に関連した必要な事業」の「１．処理計画の策定・変更」及び「２．施設周辺住民の理解促進」に掲げられている「専門家の招集経費（謝金等）」について、補助対象限度額はあるのか。  また、「２．施設周辺住民の理解促進」に掲げられている「旅費」について、補助対象限度額はあるのか。  Ａ３０．専門家の招集経費（謝金等）については、原則、「謝金の標準支払基準」（平成27年3月6日各府省等申合せ）による場合を限度額とする。  　　　ただし、特別な事情により「謝金の標準支払基準」により難い場合には、別途協議のうえ決定するものとする。  　　　旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。いわゆる旅費法。）及び環境省所管旅費取扱規則による場合を限度額とする。 |

|  |
| --- |
| Ｑ３１．産業廃棄物処理業者が、この補助金の支払いを受けることにより8,000Bq/kg以下の廃棄物を処理している場合に、当該8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を委託する排出事業者からも、受託に当たって通常の処理料金以上に割増しな料金を受け取ってもよいのか。  Ａ３１．補助金の受取りと処理委託者からの処理費用の受取りが二重になることは、原則として認められず、その様な二重取りにならないように、注意する必要がある。 |